

前回審議会(R8.3.23)における意見及び市の考え方

審議会からの意見	市の考え方
1 自家消費も規制の対象にしてはどうか	自家消費は、自己の所有する建物や土地に施設を設置し、自ら利用するためのものであり、自家消費まで一律に規制対象とした場合、財産等への制約が過度となる恐れがあるため対象外とする。
2 許可後の定期的なチェックも必要ではないか	許可後にあっては、事業の開始から廃止までの間、維持管理について毎年度報告することを規定する。
3 住民説明は一方的な単なる説明にならないよう、住民の意見を反映するような努力義務も必要ではないか	住民説明会等の実施後に質問等の提出先を定め、近隣住民等からの質問等を受け付けた上で、書面をもって誠実に回答することを規定するとともに、遵守事項として、近隣住民等から意見・要望等があった場合は誠実に対応し、意見又は要望を踏まえ、適切に対応するよう努めることを規定する。
4 「罰則」という文言自体に強烈的なインパクトがあるため、罰則を入れてもいいのではないかと	本条例に違反し命令に従わない事業者に対する措置として、事業者名の公表を行うこととしている。違反事実と併せて事業者名を公表することは、事業者の社会的信用に多大な影響を及ぼすものであり、強い抑制効果が期待できることから、本条例では罰則は設けず、公表制度により条例の実効性を確保することとする。
5 他の法令に適合しているかどうかのチェックが必要ではないか	再エネ特措法に基づくFIT認定に係る手続きを参酌し、事前協議の届出及び許可申請時に、関係法令適合状況確認表の提出を規定する。
6 設置が完了した後に所有者が変わったり、出力が増えたりする場合の対応について慎重に検討するべき	適正な事業実施の確保のため、事業承継による所有者の変更については、届出の提出を規定するとともに、近隣住民等への住民説明会等を実施することを規定する。また、増設により出力が増加する場合は、変更許可申請を必要とし、新規の許可申請と同様に許可基準への適合状況を確認し、その結果に基づき変更の許可又は不許可を決定することを規定する。
7 条例の適用から外れる10キロワット未満の施設を複数設置した場合はどう対応するのか	再エネ特措法に基づくFIT認定に係る説明会等を実施すべき事業の範囲を参酌し、発電出力が10キロワット未満の施設であっても、事業実施場所の敷地境界線から水平距離100m以内の範囲に設置するものの発電出力の合計が10キロワット以上となる事業においても適用することを規定する。

今後の予定

R8.8月		9月		10月		11月		12月		R9.1月		2月		3月	
	8/24 審議会	第3回定例会 原案報告		パブリック コメント			審議会			審議会 《答申》				第1回定例会 議案提出	公布